

# 専用水道のてびき

市 川 市  
生活環境保全課

# 目 次

I	はじめに	1
II	専用水道とは	1
III	設置者の義務	2
1	市川市への届出	2
2	維持管理	3
(1)	管理体制の整備	3
(2)	衛生管理	5
(3)	施設管理	5
(4)	水質管理	5
(5)	薬品の管理	8
(6)	健康診断	8
3	市川市等への報告	9
IV	市川市の指導	9
1	届出等の指導	9
2	立入検査・改善指導	9
3	改善の指示・給水停止命令	9
V	汚染事故等の緊急時の措置	9
VI	資料	
1	表1 水質基準及び検査頻度一覧表（上水受水型）	10
2	表2 水質基準及び検査頻度一覧表（自己水源(井戸水)又は上水混合型）	11
3	表3 水質検査の測定頻度、頻度軽減及び省略の条件	12
4	第1号様式専用水道布設工事確認申請書	14
5	第3号様式専用水道給水開始届出書	15
6	第4号様式確認申請書記載事項変更届出書	16

7	第5号様式専用水道届出書	17
8	第6号様式専用水道業務委託届出書	18
9	第7号様式専用水道業務委託契約失効届出書	19
10	第8号様式専用水道承継届出書	20
11	第9号様式専用水道布設工事延期届出書	21
12	第10号様式専用水道布設工事中止届出書	22
13	第11号様式専用水道廃止届出書	23
14	第12号様式水質検査月報	24
15	第13号様式専用水道台帳	25

## I はじめに

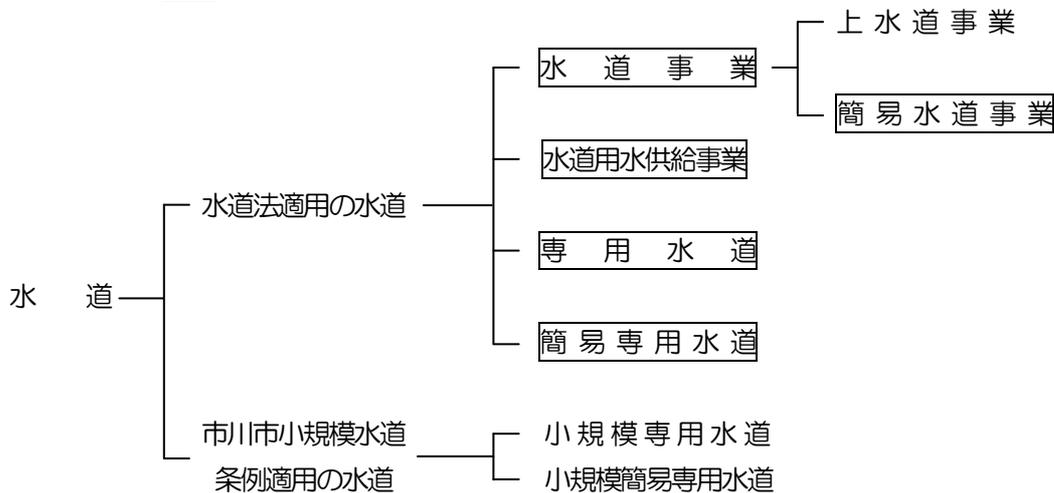
一般に「水道」と言えば県営水道や市町村営水道が挙げられますが、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で、一般の需要に応じて供給するものではなく、100人を超える居住者に必要な水を供給する、あるいは1日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が $20\text{m}^3$ を超える寄宿舎・社宅・団地・学校・レジャー施設等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も、県営水道や市町村営水道と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならぬことは、言うまでもありません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道のてびき」を参考とし、諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢でのぞむようお願いいたします。

水道の種類（「」は水道法上の用語）



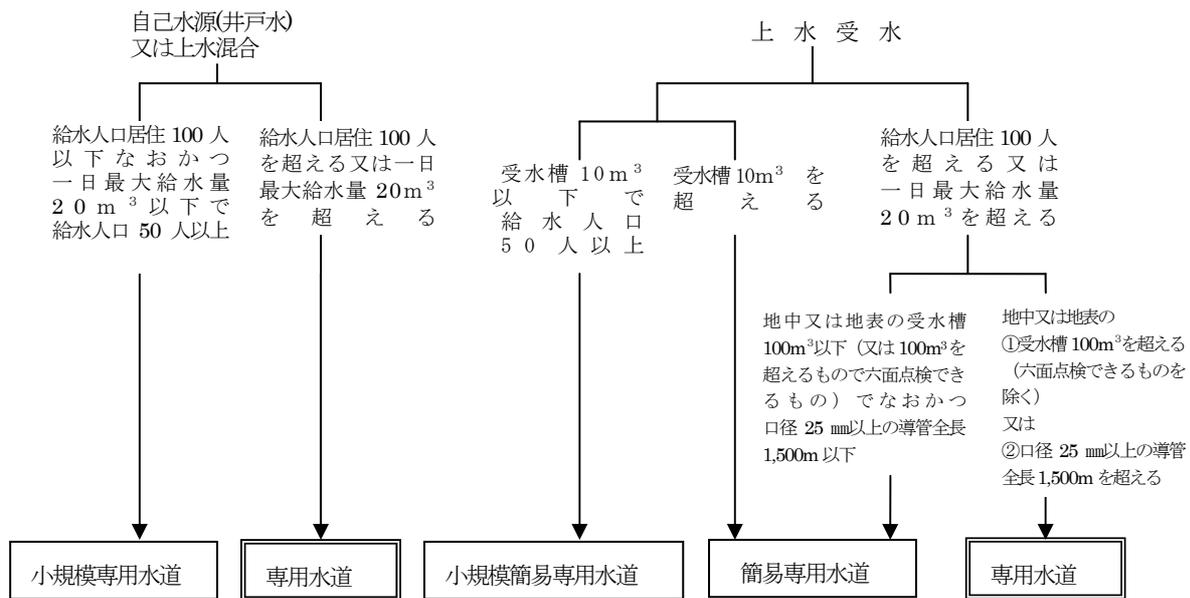
## II 専用水道とは

専用水道とは、自家用の水道で100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量）のうち、人の飲用・炊事用・浴用・その他人の生活に利用する水量が、 $20\text{m}^3$ を超えるものをいいます。アパート・マンション・団地・寄宿舎・社宅・療養所・分譲住宅・老人ホーム・学校・レジャー施設等が該当します。

ただし、県営水道や市町村営水道等から供給を受ける水のみを水源とし、かつその水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が、次のいずれにも該当するものは専用水道に該当しません。

- (1) 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの。
- (2) 水槽の有効容量の合計が $100\text{m}^3$ 以下のもの。または有効容量の合計が $100\text{m}^3$ を超えるもので、六面点検できる程度の高さに設置されたもの。

なお、居住に必要な水を供給するものとは、継続的な生活を営むために必要な水を供給することをいいます。



### Ⅲ 設置者の義務

専用水道の設置者は、「水道法」(以下「法」という。)及び市川市の定める「市川市専用水道取扱要領」により次のことが義務付けられています。

#### 1 市川市への届出

##### (1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事に着手する30日前に「専用水道布設工事確認申請書」(第1号様式)により、市川市へ申請してください。

工事には、市川市からの「確認通知書」を受けてから着手してください。

##### (2) 給水を開始する場合

当該工事が完了した時は、給水を開始する前に水質検査結果及び施設検査結果を記した「専用水道給水開始届出書」(第3号様式)を市川市へ提出してください。

給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係わる施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目の全ての検査(51項目)及び消毒の残留効果の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所(例えば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所)を選んでください。

給水開始前の施設検査は、新設、増設又は改造に係る施設(影響の及ぶ既設を含む)について、法第5条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

##### (3) 設置者に変更のあった場合

譲渡等により専用水道の設置者が代わった場合には、新たな設置者が速やかに「専用水道承継届出書」(第8号様式)を市川市へ提出してください。

#### (4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

ア 専用水道でない水道が水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者100人を超えた場合や1日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m<sup>3</sup>を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので「専用水道布設工事確認申請書」(第1号様式)及び「専用水道給水開始届出書」(第3号様式)を市川市へ提出してください。

(Ⅲの1の(1)、(2))

イ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず給水人口が100人を超えた場合は「専用水道届出書」(第5号様式)を市川市へ提出してください。

#### (5) その他申請事項に変更のあった場合

確認を要する工事以外の工事や水道技術管理者の変更、申請者の住所及び氏名、水道事務所所在地の変更等、「専用水道布設工事確認申請書」(第1号様式)の記載事項に変更のあった場合は、速やかに「専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書」(第4号様式)を市川市へ提出してください。

#### (6) 第三者委託を行った場合

法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を第三者に委託したときは「専用水道業務委託届出書」(第6号様式)を、契約が失効したときは「専用水道業務委託契約失効届出書」(第7号様式)をそれぞれ市川市へ提出してください。

なお、本委託は各専用水道の設置者の責任のもとで行われている私法上の委託(いわゆる手足業務委託)とは性格の異なるものです。

従来から行われている私法上の委託である場合、本届出は不要です。

#### (7) 布設工事着手を延期する場合

「確認通知書」を受けたが工事の着手を予定日より長期に延長する場合(おおむね6か月以上の延期)は、「専用水道布設工事延期届出書」(第9号様式)を市川市へ提出してください。

#### (8) 布設工事を中止する場合

「確認通知書」を受けたが工事に着手せず布設計画が消滅した場合は、「専用水道布設工事中止届出書」(第10号様式)を市川市へ提出してください。

#### (9) 廃止する場合

給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った場合や「確認通知書」を受けた後、工事に着手したがその工事が取り止めとなったときは「専用水道廃止届出書」(第11号様式)を市川市へ提出してください。

## 2 維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満たし良質な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

### (1) 管理体制の整備

#### ア 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

[水道技術管理者の業務内容]

- ① 水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条）
- ③ 給水装置の構造及び材質の基準適合検査（法第16条）
- ④ 定期及び臨時の水質検査（法第20条）
- ⑤ 浄水場などの従事者の健康診断（法第21条）
- ⑥ 塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条）
- ⑦ 水道施設の台帳作成（法第22条の3）
- ⑧ 給水の緊急停止（法第23条）
- ⑨ 給水停止命令による給水停止（法第37条）

【水道技術管理者の資格要件】

専攻の種別 学校の種類別	土木工学又はこれに相当する課程		土木工学以外の 工学、理学、農学、 医学、薬学	工学、理学、農学、 医学、薬学以外
	衛生工学若しくは 水道工学に関する 学科目を修めて 卒業	衛生工学若しくは 水道工学に関する 学科目以外を 修めて卒業		
大学院	1年以上	2年以上	4年以上	5年以上
大学	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上
短期大学 高等専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</li> <li>・ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</li> </ul> ※ 簡易水道・最大給水量 1000m <sup>3</sup> /日以下の専用水道は実務経験年数が1/2			

イ... 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面・書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

ウ... 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

また、水質検査を委託した場合は、契約終了後の委託契約書を保存する必要があります。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年
定期及び臨時の水質検査の結果	
水質検査の委託契約書	
定期及び臨時の健康診断の結果	1年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

## エ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水源の種別等に応じた水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

## (2) 衛生管理

### ア 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施錠管理する等のほか、汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札・立札・掲示等をしてください。

### イ 汚染の防止

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

また、施設の構内においては便所・廃棄物集積所・汚水溜等の施設は汚水のもれない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作・園芸・家畜等の放し飼いをしないでください。

### ウ 残留塩素の保持

給水栓末端における水が遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、事故に備えて必ず予備の消毒薬を用意してください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/l（結合残留塩素の場合は1.5mg/l）以上としてください。

## (3) 施設管理

### ア 定期点検

水道施設各部（取水・貯水・導水・浄水・送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているかどうかを確認するとともに、清潔の保持及び異常の発見に努めてください。

### イ 水槽等の定期的な清掃

受水槽・高置水槽等は常に清潔にし、水の汚染の防止を図るために1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行ってください。

## (4) 水質管理

専用水道により供給される水は、表1及び表2に掲げる水質基準に適合しなければなりません。専用水道の設置者は次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合はその原因を究明し対策を講じてください。

### ア 定期の水質検査

#### (ア) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）について1日1回以上検査を行ってください。

#### (イ) おおむね1か月に1回、及びおおむね3か月に1回行う定期の検査

専用水道設置者は、有資格者である水道技術管理者の関与の下、水道法施行規則に基づき定期の水質検査の項目及び回数等の実施計画を水質検査計画として定め、この計画に従い検査を

実施してください。検査項目については、表1及び表2を参照下さい。

また、水質検査計画において検査回数を減じ又は省略する場合は、水源の種別並びにその状況及び過去の検査結果等から、客観的かつ合理的に判断されることが必要であることに留意してください。検査頻度軽減、検査省略の条件は表3を参照ください。

#### イ...臨時の水質検査

専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがある時に行うものです。

臨時の水質検査は、次のような場合に水質基準の全ての項目について検査を実施してください。

ただし、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度及び濁度以外の検査については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができます。

なお、臨時の水質検査を行った月は、水道法施行規則第15条第1項第1号口の検査のうち、実施した項目の検査は省略することができます。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水過程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他特に必要があると認められるとき

#### ウ...水質検査計画

毎事業年度の開始前に、定期の水質検査の項目・採水場所・検査の回数及びその理由並びに検査を省略する項目については、その理由、臨時の水質検査に関する事項等について、水質検査計画を策定してください。

なお、水質検査計画に必要な事項は次のとおりです。

- (ア) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの  
原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項
- (イ) 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由  
水源の種別・水源の状況・浄水処理方法・及び送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所・検査の回数に関する事項
- (ウ) 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由  
水源の種別・水源の状況・浄水処理方法・及び送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目に関する事項
- (エ) 臨時の検査に関する事項  
臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項
- (オ) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
  - a 委託の範囲
    - (a) 具体的な検査項目、頻度
    - (b) 試料の採取及び運搬方法
    - (c) 臨時検査の取扱い

b 委託した検査の実施状況の確認方法

(カ) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項

(キ) その他、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査等に関する事項

工 原水の水質検査

(ア) 原則として、全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水・洪水・濁水等）に、年1回以上消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く）及び味を除く基準項目について実施してください。

なお、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする施設であって消毒のみで対応できる専用水道については、必要に応じ実施してください。

(イ) クリプトスポリジウム等対策として、厚生労働省の定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき管理を実施してください。

① 浄水受水以外の専用水道施設にあっては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施してください。

② 指標菌が検出された場合であって、かつクリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3か月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施している施設については、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施してください。

③ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は、3か月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

④ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、年1回原水の水質検査（ア）で原水の水質検査を実施した場合は、当該検査）を行い、大腸菌・トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認する他、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況や堆積物の状況等の点検を行ってください。

オ 水質検査の委託

(ア) 水質管理を強化するためには自己検査施設を設けることが最も望ましいですが、水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下「水質検査機関」）に委託してください。

水質検査機関に関する情報は、厚生労働省水道課のホームページ（下記）でご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/O2a.html>

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取・運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査

機関であることを確認してください。

- (イ) 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、専用水道の設置者が水質検査機関と直接契約を締結してください。

ただし、水道の管理に関する技術上の業務を水道管理業務受託者に委託（専用水道業務委託届出書を提出）している場合は、水道管理業務受託者が水質検査機関と書面により直接契約することとなります。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合は、別途契約書を作成する必要があります。

- ① 委託する水質検査の項目
  - ② 定期検査の時期及び回数
  - ③ 委託に係る料金
  - ④ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法（採取日程・採取地点・試料容器・採取方法・運搬主体及び運搬方法）
  - ⑤ 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）
  - ⑥ 臨時検査の実施の有無
- (ウ) 委託契約書とその契約の終了の日から5年間保存してください。
- (エ) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認してください。
- (オ) 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

## (5) 薬品の管理

ア 液化塩素を使用する場合は、高圧ガス保安法及び一般高圧ガス保安規則等関係法令・基準を遵守し、防毒面や塩素中和装置等の保安用具、設備を整備しておいてください。

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については、暗所に保存し適正に使用するとともに、その使用量や保管量を記録するなど、安全管理には万全を期してください。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間・貯蔵温度には注意をしてください。

## (6) 健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者、及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として、次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢・腸チフス・パラチフス）の有無について行うこととし、感染性下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。

病原体検査は主として便について行い、必要に応じ尿や血液その他についても実施してください。

### ア 定期の健康診断

上記対象者についておおむね6か月毎に行ってください。

### イ 臨時の健康診断

検診対象者に、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について実施してください。

### 3 市川市等への報告

専用水道給水開始届出書又は専用水道届出書による届出を行った専用水道施設については、当分の間、次表による水質検査を行い、その結果を市川市に報告してください。

検査の種類		報告期限	報告様式
水質検査	毎日検査（色、濁り、残留塩素）	結果が判明した翌月の15日まで	水質検査月報（第12号様式）
	別表1に掲げる項目に係る定期の水質検査		検査成績書の写し
	原水の水質検査		
	臨時の水質検査	結果判明後速やかに	

## IV 市川市の指導

### 1 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

### 2 立入検査・改善指導

市川市担当職員は現地に立入り、帳簿・水質・施設等を検査します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は必要な改善措置をとるよう指導します。

### 3 改善の指示・給水停止命令

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要なと認められる場合であって、改善指導に従わないときは必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

## V 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害や事故その他の原因によって水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、ただちに給水を停止し関係者へ周知するとともに、市川市へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断水が生じた場合はその旨を市川市へ報告するなど、飲料水を確保するよう努めてください。

汚染原因を調査の上で必要な改善措置をとり、給水再開については、市川市の指導に従ってください。

表1 水質基準及び検査頻度一覧表（上水受水型）

●：原則の検査頻度、◎：検査頻度軽減可、○：検査省略の可否  
検査頻度軽減、検査省略の詳細条件は表3を参照

No.	項目	基準	回数					省略	備考
			毎日	月1回	3カ月に1回	年1回	3年に1回		
-	色		●						
-	濁り		●						
-	残留塩素		●						
1	一般細菌	100個/ml以下		●					
2	大腸菌	検出されないこと		●					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下(※)			●	◎	◎	○	注1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下			●	◎	◎		注2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			●				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下			●	◎	◎		注2
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
21	塩素酸	0.6mg/l以下			●				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			●				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下			●				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			●				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			●				
26	臭素酸	0.01mg/l以下			●			○	注3
27	縦トリハロメタン	0.1mg/l以下			●				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			●				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			●				
30	プロモホルム	0.09mg/l以下			●				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			●				
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
38	塩化物イオン	200mg/l以下		●					注4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
40	蒸発残留物	500mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下		●				○	注5
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		●				○	注5
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
45	フェノール類	0.005mg/l以下			●	◎	◎	○	注1
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/l以下		●					注4
47	pH値	5.8以上8.6以下		●					注4
48	味	異常でないこと		●					注4
49	臭気	異常でないこと		●					注4
50	色度	5度以下		●					注4
51	濁度	2度以下		●					注4

(※) 2020年4月1日より0.05mg/l以下から0.02mg/l以下へ変更になっています。

注1 過去の水質検査の結果などから、3カ月に1回以上、年1回以上、3年に1回以上、省略を選択できる項目。

注2 過去の水質検査の結果などから、3カ月に1回以上、年1回以上、3年に1回以上を選択できる項目。

注3 過去の水質検査の結果などから、省略を選択できる項目（オゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）。

注4 連測的に計測及び記録がなされている場合は、3カ月に1回以上に行うことができる項目。

注5 原水が浄水であるため。

表2 水質基準及び検査頻度一覧表（自己水源(井戸水)又は上水混合型)

●：原則の検査頻度、◎：検査頻度軽減可  
検査頻度軽減、検査省略の詳細条件は表3を参照

No.	項目	基準	回数					備考
			毎日	月1回	3カ月に1回	年1回	3年に1回	
-	色		●					
-	濁り		●					
-	残留塩素		●					
1	一般細菌	100個/ml以下		●				
2	大腸菌	検出されないこと		●				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下			●	◎	◎	注1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			●	◎	◎	注1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下(※)			●	◎	◎	注1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下			●	◎	◎	注2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下			●	◎	◎	注2
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下			●	◎	◎	注1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	注1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下			●	◎	◎	注1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			●	◎	◎	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下			●	◎	◎	注1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下			●	◎	◎	注1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下			●	◎	◎	注1
21	塩素酸	0.6mg/l以下			●			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			●			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下			●			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			●			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			●			
26	臭素酸	0.01mg/l以下			●		◎	注3
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			●			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			●			
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			●			
30	プロモホルム	0.09mg/l以下			●			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			●			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	注1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			●	◎	◎	注1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下			●	◎	◎	注1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下			●	◎	◎	注1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下			●	◎	◎	注1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			●	◎	◎	注1
38	塩化物イオン	200mg/l以下		●				注4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		●		◎	◎	注1
40	蒸発残留物	500mg/l以下			●	◎	◎	注1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			●	◎	◎	注1
42	ジエオスミン	0.00001mg/l以下		●			◎	注5
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		●			◎	注5
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下			●	◎	◎	注1
45	フェノール類	0.005mg/l以下			●	◎	◎	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下		●				注4
47	pH値	5.8以上8.6以下		●				注4
48	味	異常でないこと		●				注4
49	臭気	異常でないこと		●				注4
50	色度	5度以下		●				注4
51	濁度	2度以下		●				注4
	原水					●		注6

(※) 2020年4月1日より0.05mg/l以下から0.02mg/l以下へ変更になっています。

注1 過去の水質検査の結果などから、3カ月に1回以上、年1回以上、3年に1回以上、省略を選択できる項目。

ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する項目。

注2 過去の水質検査の結果などから、3カ月に1回以上、年1回以上、3年に1回以上を選択できる項目。

注3 過去の水質検査の結果などから、省略を選択できる項目。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する項目

(オゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)

注4 連続的に計測及び記録がなされている場合は、3カ月に1回以上とすることができる項目。

注5 過去の水質検査結果などから、省略を選択できる項目。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する項目

(湖沼水等の停滞水を原水とする場合に限る。)

注6 総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味の12項目を除く全項目を実施。

表3 水質検査の測定頻度、頻度軽減及び省略の条件

測定頻度	No.	項目	測定頻度 (軽減/省略)	検査頻度軽減の条件	検査省略の条件	備考
毎日	-	色				
	-	濁り				
	-	残留塩素				
毎月1回以上	1	一般細菌				
	2	大腸菌				
	38	塩化物イオン	おおむね 3カ月に 1回以上	連続的に測定及び 記録がなされている 場合。		
	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)				
	47	pH値				
	48	味				
	49	臭気				
	50	色度				
	51	濁度				
	42	ジェオスミン	省略可		過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する。	水源における藻類の発生状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除く。
43	2-メチルイソボルネオール	省略可				
3カ月に1回以上	10	シアン化物イオン及び塩化シアン				
	21	塩素酸				
	22	クロロ酢酸				
	23	クロロホルム				
	24	ジクロロ酢酸				
	25	ジブロモクロロメタン				
	26	臭素酸	省略可		過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する。	浄水処理にオゾンを用いる場合、及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略できない。
	27	総トリハロメタン				
	28	トリクロロ酢酸				
	29	プロモジクロロメタン				
	30	プロモホルム				
31	ホルムアルデヒド					

表3 水質検査の測定頻度、頻度軽減及び省略の条件

測定頻度	No.	項目	測定頻度 (軽減/省略)	検査頻度軽減の条件	検査省略の条件	備考
3 カ 月 に 1 回 以 上	9	亜硝酸態窒素	おおむね 1年に1回以上	過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、検査回数をおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、検査回数をおおむね3年に1回以上。		
	11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	おおむね 3年に1回以上			
	3	カドミウム及びその化合物	おおむね 1年に1回以上  または  おおむね 3年に1回以上  または  省略可	過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、検査回数をおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、検査回数をおおむね3年に1回以上。	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する。	海水を原水とする場合は省略できない。
	4	水銀及びその化合物				
	5	セレン及びその化合物				
	7	ヒ素及びその化合物				
	12	フッ素及びその化合物				
	13	ホウ素及びその化合物				
	36	ナトリウム及びその化合物				
	37	マンガン及びその化合物				
	39	カルシウム・ マグネシウム等（硬度）				
	40	蒸発残留物				
	41	陰イオン界面活性剤				
	44	非イオン界面活性剤				
	45	フェノール類				
	6	鉛及びその化合物	おおむね 1年に1回以上  または  おおむね 3年に1回以上  または  省略可	過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、検査回数をおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、検査回数を3年に1回以上。	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する。	
	8	六価クロム化合物				
	32	亜鉛及びその化合物				
	33	アルミニウム及び その化合物				
	34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物					
14	四塩化炭素	おおむね 1年に1回以上  または  おおむね 3年に1回以上  または  省略可	過去3年間の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、検査回数をおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、検査回数を3年に1回以上。	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。ただし、省略した項目であっても3年に1回程度検査する。		
15	1,4-ジオキサン					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン					
17	ジクロロメタン					
18	テトラクロロエチレン					
19	トリクロロエチレン					
20	ベンゼン					

## 専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事の確認を受けたいので、水道法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 水道事務所の所在地

(TEL )

2 専用水道施設の名称及び所在地

3 工事の種別

(1) 専用水道の新たな布設工事
(2) 既設専用水道に係る布設工事 確認番号・年月日 (専用水道届出年月日)

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道給水開始届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

電話

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

### 記

1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日

2 専用水道施設の名称及び所在地

3 給水開始予定年月日

4 水質検査の結果 別紙のとおり  
遊離（結合）残留塩素濃度 mg/l

5 施設検査の結果 年 月 日施設検査を実施  
施設基準に適合・不適合  
技術管理者氏名

（水道技術管理者の資格：水道法施行令第6条第1項第 号に該当）

注1 水道法施行規則第10条の規定による水質検査の成績書の写しを添付すること。

2 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第4号様式

## 専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名

㊟

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

記載事項に変更があつたので、水道法第33条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 変更年月日
- 4 変更事項

新：

旧：

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

電話

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

私の設置している水道施設が、水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

1 水道事務所の所在地

(TEL )

2 専用水道施設の名称及び所在地

3 布設年月日

4 専用水道となった年月

5 技術管理者名

(水道技術管理者の資格：水道法施行令第6条第1項第 号に該当)

注1 専用水道となるまでの経過を記載した書類及び確認申請書に準ずる書類を添付すること。

2 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。



専用水道業務委託契約失効届出書

年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

Ⓜ

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日  
(専用水道届出年月日)
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 水道管理業務受託者の住所及び氏名  
(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名  
(受託水道業務技術管理者の資格：水道法施行令第6条第1項第 号に該当)
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 当該契約が効力を失った理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道承継届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名

㊟

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道の設置者の地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日  
(専用水道届出年月日)
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 承継の年月日
- 4 旧設置者の住所・氏名
- 5 承継の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道布設工事延期届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名



電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事の着手を延期したいので、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 工事延期期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 工事延期の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道布設工事中止届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名



電話

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

専用水道の布設工事を中止したので、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 工事中止年月日
- 4 工事中止の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 専用水道廃止届出書

年 月 日

市川市長

住所

氏名



電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 確認番号・年月日 市川第 号 年 月 日  
(専用水道届出年月日)
- 2 専用水道施設の名称及び所在地
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

施設 番号	
----------	--

年 月 日

市川市長

施設名

管理責任者名

年 月に検査した結果を次のとおり報告します。

水質検査月報

月分

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素量 mg/L	採取場所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

# 専用水道台帳

整理番号	
------	--

設置者の住所・氏名			
給水の地域及び施設の名所			
水道事務所の所在地	(TEL)		
確認番号及び年月日	市川第	号	年 月 日
給水開始年月日	年 月 日	専用水道 届出年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	(所属) (TEL)		

給水人数	居住等 合計	人 人	一日最大給水量		内生活の 用に供す る水量	
水源の種別及び 取水地点						
水源水量の概算	※水質検査の結果は、成績書の写しを台帳と ともに保管しておくこと					
水道 施設 の 概 要	(フローシート)					
消毒設備	(注入方法)				(台数)	
水道施設 の位置・ 規模・ 構造						
浄水方法						
備考	(特記事項等)					

届出・行政処分等の記録

年 月 日	記 事	(案内図)

立入・指導の記録

年 月 日	記 事

～ このてびきに関するお問い合わせはこちら↓↓↓まで ～

**市川市 環境部 生活環境保全課**

電話 047-712-6310

FAX 047-712-6316

〒272-8501 市川市南八幡2-20-2